平成２１年（フ）第１３０号
茨城県日立市下土木内町663番地の２
債務者　宮本　早苗
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１３６号
茨城県高萩市大字上手綱2565番地の６
債務者　高橋　直之
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第８１９号
京都市山科区川田西浦町38番地
債務者　桝田　貴如
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９１号
京都市伏見区久我東町６番地40
債務者　三好　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１５号
京都市下京区上ノ口通河原町東入梅湊町93番地　高瀬川マンション31号
債務者　川合　祝子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３７号
京都市伏見区久我西出町11番地の194
債務者　橋口　嘉明
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９６号
京都市下京区西七条東御前田町８番地　ヴィラージュＫ501
債務者　渋谷　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
京都市下京区西新屋敷上之町124番地１　ヴィラパークサイド103号
債務者　森山　利治
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３５号
京都市伏見区日野西風呂町37シンフォニー伏見東402、住民票上の住所京都市伏見区石田大山町58番地２
債務者　稲田鉄筋工業こと　稲田　保富
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３６号
京都市伏見区日野西風呂町37シンフォニー伏見東402、住民票上の住所京都市伏見区石田大山町58番地２
債務者　稲田　正代
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６１号
京都府木津川市加茂町里南古田25番地　加茂マンション103号
債務者　丸橋真衣子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８８号
京都府宇治市蒐道車田　20番地の18
債務者　ロック＆セキュリティ京都こと　吉田　茂雄
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１２号
京都市伏見区横大路貴船68番地１
債務者　橋本　幹広
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４９号
京都市東山区五条橋東４丁目423番地　五条坂東ビル201
債務者　岸本　昭子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
香川県高松市十川東町1031番地３、住民票上の住所香川県高松市川島東町66番地12
債務者　美濃　明博
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３２８号
香川県高松市太田上町523番地１柳ハイツ201号室
債務者　太田可惠子（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４１号
香川県高松市新田町乙23番地16
債務者　南部　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係